「身体的拘束最小化」の取り組みについて

当院では、原則として「身体的拘束」を行わない方針です。
あくまで患者さまの尊厳を守り、安全で安心できる医療・看護の提供に努めます。
その上で、真にやむを得ず身体的拘束を行う場合には、下記の３要件をすべて満たす場合にのみ、最小限の方法・時間で実施します。

身体的拘束を行う場合の3要件

❶ 切迫性　患者さん本人または他の患者さん等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
❷ 非代替性　身体的拘束のその他の行動制限を行う以外に、代替する介護・医療方法がないこと。
❸ 一時性　身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

当院の日常的取り組み

●身体的拘束最小化チームを設置し、定期的に検討しています。
●全職員に対する研修を実施し、知識・技術の向上に努めています。
●ご家族や関係職種と連携し、患者さまの状態に応じたケアを提供しています。
●身体的拘束の実施状況を把握し、定期的に見直しを行っています。

身体的拘束の実施状況（直近 3 か月）

期間（３か月）	（A）入院料算定日数	（B）身体的拘束実施日数	実施率 （B）÷（A）
令和８年４月～６月	1,257 日	0 日	0.00%
令和８年５月～７月	1,198 日	0 日	0.00%
令和８年６月～８月	1,175 日	0 日	0.00%

※上記取り組みに基づき、地域包括ケア病床で「身体的拘束最小化推進体制加算」を算定させていただきます。

令和８年９月２８日　病院長・看護部長

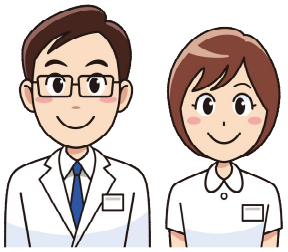

施基